

鯖江市 風しん予防接種費用の一部を助成します

～予防接種で妊婦と赤ちゃんを守りましょう～

風しんに対する免疫を持たない女性が、妊娠中（特に妊娠初期）に風しんに感染すると、胎児が白内障、心疾患、難聴等を主な症状とする先天性疾患（先天性風しん症候群）にかかるおそれがあります。

そこで、風しんの流行と妊娠中の女性への感染予防を目的として、次の対象者に風しん予防接種費用の一部を助成します。

なお、風しんにかかったことのある方やワクチンを2回接種している方は接種の必要はありません。

助成対象者

次のいずれかに該当する方（令和8年度より、風しん予防接種費用一部助成の年齢制限を撤廃いたしました）

- ① 今後妊娠を希望している女性で風しんの抗体価が低い方
※妊娠中の方および妊娠している可能性のある方は接種できません
※接種後2ヶ月は妊娠を控えてください
- ② 風しんの抗体価が低いと判定された妊婦と同居しており、かつ、自身の風しんの抗体価が低い方
※抗体価が低いとは、HI 抗体価で16倍以下もしくはEIA 価8.0未満または国際単位30IU/ml 未満

助成金額

いずれかのワクチンで一人一回限り助成

- ・風しん単独ワクチン 3,000 円上限
- ・麻しん風しん混合（MR）ワクチン 5,000 円上限



費用助成となる接種期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

接種が済まれた方は、できるだけ早めに健康づくり課まで申請してください。

接種から助成まで

- ① 医療機関へ予約してください
※ワクチンの一時的な供給不足により、ご希望どおりに接種できない場合があります
※接種費用は医療機関によって異なりますので、予約時にご確認ください
- ② 医療機関で接種を受け、接種費用を医療機関窓口で全額自己負担してください
- ③ 接種後、下記の申請書類等をそろえて鯖江市健康づくり課へ申請してください
（令和9年3月31日締め切り）
- ④ 審査後、指定の口座に助成金が振り込まれます

申請の時に必要なもの

- ① 鯖江市成人風しんワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書（市HPからもダウンロードできます）
- ② 領収書の原本（被接種者名・ワクチン名・接種日・料金の記載があるもの）
- ③ 振込先の通帳の写し（申請者名義で振込口座の分かる部分の写し）
- ④ 母子健康手帳（助成対象者②の方）
- ⑤ 風しんの抗体価が低いと確認できるもの